

碧南市

# 高齢者福祉サービス



碧南市高齢介護課

令和8年4月1日現在



日常生活に不安・不便を感じたときは…



# 碧南市高齢者福祉サービス

## 自宅

在宅生活で困っている方に…

- |                     |                               |
|---------------------|-------------------------------|
| 1.軽度生活援助(→1ページ)     | 8.火災警報器設置(→6ページ)              |
| 2.見守り配食サービス(→2ページ)  | 9.ねたきり高齢者等福祉手当(→7ページ)         |
| 3.緊急通報システム(→3ページ)   | 10.介護用品(おむつ等)支給(→7ページ)        |
| 4.救急医療情報キット(→4ページ)  | 11.訪問理美容サービス利用料金助成<br>(→8ページ) |
| 5.保健師などの訪問指導(→4ページ) |                               |
| 6.住宅改善費補助金(→5ページ)   | 12.寝具洗濯乾燥(→9ページ)              |
| 7.家具転倒防止(→6ページ)     | 13.介護マーク(→10ページ)              |
|                     | 14.ヘルプカード(→10ページ)             |



介護予防・生きがいづくりのために…

- |                         |                       |
|-------------------------|-----------------------|
| 15.高齢者元気ツス館(→11ページ)     | 20.遊友(ゆうゆう)の会(→15ページ) |
| 16.入浴サービス(→12ページ)       | 21.おたっしや大学(→16ページ)    |
| 17.まちかどサロン(→13ページ)      | 22.筋トレルーム60(→17ページ)   |
| 18.まちかどいきいきサロン(→14ページ)  | 23.老人クラブ(→18ページ)      |
| 19.ふれあいいいきいきサロン(→14ページ) | 24.シルバー人材センター(→18ページ) |



## 外出・移動で困っている方に…

- 25. 外出支援サービス(→19ページ)
- 26. 福祉有償運送(→20ページ)
- 27. 高齢者タクシー料金助成(→21ページ)
- 28. 車いすの貸出(→22ページ)
- 29. 車いす専用車の貸出(→22ページ)



## 認知症の方のために…

- 30. 安心ツス!!へきなん支え愛ネット(→23ページ)
- 31. 支え愛サポーター募集(→24ページ)
- 32. 認知症サポーター募集(→24ページ)
- 33. 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業(→25ページ)
- 34. 徘徊高齢者位置情報システム(→26ページ)
- 35. 認知症カフェ(→27ページ)
- 36. 認知症家族のつどい・本人交流会(→28ページ)
- 37. 認知症簡易チェックシステム(→29ページ)
- 38. 認知症初期集中支援チーム(→29ページ)
- 39. もの忘れお気軽相談窓口(認知症伴走型支援拠点)(→30ページ)
- 40. チームオレンジ 交流拠点「オレンジファミリー碧」(→31ページ)

## その他の支援を受けたい方に…

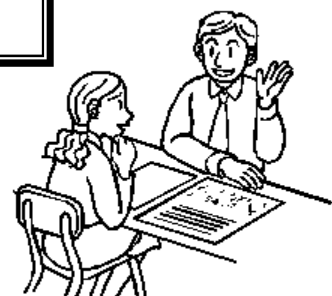
- 44. 成年後見制度(→35ページ)
- 45. 成年後見制度利用支援事業(→37ページ)
- 46. 日常生活自立支援事業(→38ページ)
- 47. シルバーカード(→38ページ)
- 48. 避難行動要支援者名簿(→39ページ)
- 49. わたしの避難計画(→40ページ)
- 50. 高齢者の見守り協定(→42ページ)
- 51. 敬老金(→43ページ)
- 52. おむつ使用証明書の発行(→44ページ)
- 53. 障害者控除認定書の発行(→44ページ)

## 高齢者福祉施設・住宅への入所・入居は…

- 41. 養護老人ホーム(→32ページ)
- 42. 生活支援ハウス(→33ページ)
- 43. 高齢者向けの公営住宅(→34ページ)

## 相談(介護・健康・権利擁護など)をしたい方に…

- 54. 地域包括支援センター(→45ページ)
- 55. 在宅医療サポートセンター(→46ページ)
- 56. 保健センター(→47ページ)
- 57. 成年後見支援センター(→48ページ、35～37ページ)



社会環境の変化により、事業内容が変更されていることがあります。

ご利用の際には、事業の運用状況をホームページや電話などでご確認してご利用ください。

# 在宅生活で困っている方に…

## 1. 軽度生活援助

日常生活に支障がある方の資源ごみのごみ出しや、家周りの手入れや簡単な修繕などの援助をおこないます。(草取りは除く)(合わせて利用は週1回まで)

### ◎対象者

- ①65歳以上で、ひとり暮らしの事業対象者、要支援認定者又は要介護認定者の方
- ②65歳以上の事業対象者、要支援認定者又は要介護認定者のみの世帯の方

### ◎利用料

1時間あたり200円

ただし、1時間を越えるときは30分ごとに100円加算

※生活保護受給世帯又は介護保険料の減免を受けている方は免除されます。

### ◎その他

住宅によっては、サービスを利用できない場合があります。

### ◎申請方法

担当のケアマネジャーにご相談ください。

### ◎問合わせ

高齢介護課高齢福祉係 95-9888

## 2. 見守り配食サービス

在宅の安否確認が必要なひとり暮らし高齢者などへ、安否確認を伴った配食サービスを利用した際に補助金を交付します。

### ◎対象者

65歳以上の方で、次の①から③のいずれにも該当する方

- ① 介護保険料の滞納がない
- ② 事業対象者・要支援認定者・要介護認定者
- ③ 次の㊶から㊿の方のみの世帯
  - ㊶事業対象者・要支援認定者・要介護認定者
  - ㊷身体障害者手帳 1・2 級
  - ㊸精神障害者保健福祉手帳 1・2 級
  - ㊿療育手帳 A・B 判定

※同一敷地内に上記に該当しない親族等が同居している場合は対象となりません。

### ◎補助対象となる配食

配食事業者からの手渡しによって安否確認ができた配食

### ◎補助金額

1食あたり300円を安否確認などの料金として補助します。

1日1回、週7回を限度。

### ◎自己負担額

お弁当の代金から300円を差し引いた額

### ◎配食事業者

市が指定する登録配食事業者の中から選択してください。

### ◎その他

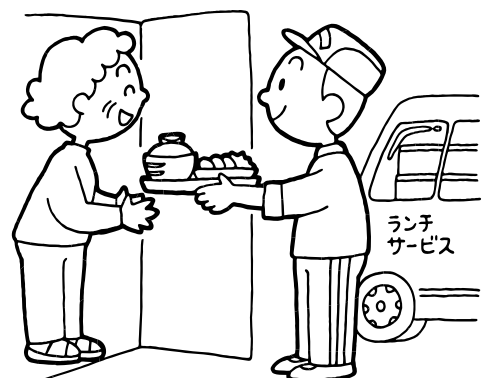
配食の際、対象者に異常を感じたり安否が不明の場合は、申請時にご登録いただく緊急連絡先に連絡します。

### ◎申請方法

担当のケアマネジャーにご相談ください。

### ◎問合わせ

高齢介護課高齢福祉係 95-9888



### 3. 緊急通報システム

ひとり暮らし高齢者などの緊急事態に対応するため、緊急通報システム機器を無料で貸与します。緊急通報システムは、非常ボタンを押すと、緊急通報センターにつながり、必要に応じて、救急車の出動などを要請します。

#### ◎対象者

- ①65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上のみの世帯の、虚弱な方
- ②ねたきり高齢者と同居する、65歳以上のみの世帯の方

#### ◎利用料

- ①システム利用料：無料
- ②電話料（通話料金及び基本使用料）：利用者負担

※生活保護受給者世帯または住民税非課税世帯の方は通話料金のみ負担。  
ただし、ご利用の電話会社によっては基本使用料もご負担いただくこともあります。

#### ◎その他

申請時に状況確認票にて本人の状態などの聞き取りをします。  
緊急時に駆けつけることのできる協力員（2名）の登録が必要です。

#### ◎問合わせ

高齢介護課高齢福祉係 95-9888

## 4. 救急医療情報キット

高齢者の救急時に備え、救急医療情報キットを無料で配布します。救急医療情報キットは、医療情報や緊急連絡先を記入した用紙を専用ケースに入れ、自宅の冷蔵庫へ貼り付けておくことで、緊急時に備えるものです。

### ◎対象者

- ①65歳以上のひとり暮らしの方
- ②65歳以上のみの世帯の方
- ③同居家族が仕事などで外出し、日中ひとりになる65歳以上の方

### ◎利用料

無料

### ◎申請に必要な物

窓口に来られる方の本人確認証（運転免許証など）  
委任状（別世帯の方のみ）

### ◎問合わせ

高齢介護課高齢福祉係 95-9888



## 5. 保健師などの健康相談

### 1. 健康相談

保健師・栄養士・歯科衛生士による、こころや身体の健康相談を受け付けています。電話、面談、訪問での相談が可能です。

### ◎利用料

無料

### ◎問合わせ

保健センター（健康課 成人保健係）  
碧南市天王町1丁目70番地 48-3751

## 6. 住宅改善費補助金

高齢者などが自宅で安心して生活するために行なう住宅改善に対し、経費を補助します。

### ◎対象者

- ①要介護認定者または要支援認定者
- ②心身の障害、疾病などの理由により、日常生活を営むのに支障のある65歳以上の方

### ◎対象工事

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③すべりの防止、移動の円滑化のための床材の変更
- ④引き戸などへの扉の取替え
- ⑤洋式便所などへの便器の取替え
- ⑥その他上記の工事に付帯して必要となる工事

### ◎補助額

住宅改善に要した経費のうち、対象世帯の住民税課税状況により、下記の補助対象工事費を上限としてその一部を補助します。

介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた自己負担があります。

対象者①の方：補助対象工事費の上限10万円

非課税世帯の方は上限15万円

※介護保険制度の住宅改修費（対象工事費の上限20万円）

を優先して利用

対象者②の方：補助対象工事費の上限30万円

非課税世帯の方は上限35万円

### ◎その他

住宅改善に取り掛かる前に申請が必要です。対象工事の項目にあっても、すべての工事が対象となるわけではありません。着工は交付決定を受けてからとなります。

### ◎申請に必要な物

補助金交付申請書、工事見積書、改善前の写真、改善後の平面図など

### ◎問合わせ

高齢介護課介護保険係 95-9889

## 7. 家具転倒防止

地震発生時の家具の転倒を防止するために、金具などで家具を固定します。

### ◎対象者

- ① 身体障害者手帳1・2級の方
- ② IQ35以下の方（IQ値は、療育手帳の判定による。）
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ④ 65歳以上の高齢者のみの世帯の方

### ◎利用料

無料

### ◎その他

借家・アパートにお住まいの方は、家主の了解が必要です。

対象となる家具は洋服たんす、和たんす、整理たんすなどのたんす5点までです。釘やねじなどで固定します。

取付はシルバー人材センターが行います。

### ◎問合わせ

高齢介護課高齢福祉係 95-9888



## 8. 火災警報器設置

消防法及び火災予防条例により既存の住宅に設置が義務づけられている火災警報器をひとり暮らしの高齢者の自宅に設置します（1人につき1回限り）。

### ◎対象者

- ① 65歳以上のひとり暮らしの方で、生活保護受給者または住民税非課税者
- ② ねたきり高齢者で住民税非課税世帯の方

※台所と寝室に2器を給付・取り付けします。ただし、2階に寝室がある場合は階段にも給付・取り付けます。

※借家・アパートにお住まいの方は、家主の了解が必要です。

※今まで一度も当該火災警報器の設置を受けたことがない方に限る。

### ◎設置料

無料

### ◎申請に必要な物

窓口に来られる方の本人確認証（運転免許証など）、委任状（別世帯の方のみ）

### ◎問合わせ

高齢介護課高齢福祉係 95-9888

## 9. ねたきり高齢者等福祉手当

在宅のねたきり高齢者などの生活の向上及び在宅医療、在宅介護を推進することを目的としています。

### ◎対象者

ねたきりまたは重度の認知症の状態(※1)が3か月以上継続している65歳以上の在宅(※2)の方

### ◎手当月額

5,000円

### ◎支給月

4月、8月、12月のおおむね25日頃にまとめて支給

ただし、受給資格喪失の場合は、喪失手続きの翌月に支給します。

### ◎申請に必要な物

本人名義の預金通帳

### ◎問い合わせ

高齢介護課高齢福祉係 95-9888

## 10. 介護用品（おむつ等）支給

介護を必要とするねたきりや重度の認知症の高齢者におむつや介護用品などの給付券を交付します。給付券は市が指定する薬局、販売店でおむつや介護用品などを購入する際に利用できます。

### ◎対象者

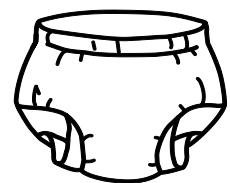
①ねたきりまたは重度の認知症の状態(※1)が3か月以上継続している65歳以上の在宅(※2)の方

②介護保険の要介護認定で介護度4または5の認定を受け、在宅(※2)で生活をしている方で、生活保護受給世帯または住民税非課税世帯の方

### ◎支給額

①1か月3,000円（1,000円券×3枚）

②1か月6,000円（1,000円券×6枚）



### ◎申請に必要な物

窓口に来られる方の本人確認証（運転免許証など）、委任状（別世帯の方のみ）

### ◎問い合わせ

高齢介護課高齢福祉係 95-9888

## 1 1. 訪問理美容サービス利用料金助成

ねたきりなどのため、理容店へ1人で出かけることのできない方を理容業者が訪問し、散髪とひげそりを行います。

### ◎対象者

- ①ねたきりまたは重度認知症の状態(※1)が3か月以上継続している65歳以上の在宅(※2)の方
- ②身体障害者手帳1・2級を所持し、理容店へ行くことができないと認められる方

### ◎利用料

無料券1枚(利用者負担なし:6月申請まで)

1,500円券最大3枚(利用者負担あり:差額は利用者の実費負担)  
合わせて最大年間4枚、理美容サービス1回につき1枚利用可能。

### ◎申請に必要な物

身体障害者手帳(お持ちの方)、窓口に来られる方の本人確認証(運転免許証など)、委任状(別世帯の方のみ)

### ◎その他

申請時に実施事業者一覧をお渡しします。予約は直接理容業者へしてください。

### ◎問合わせ

高齢介護課高齢福祉係 95-9888



※1 ねたきりまたは重度の認知症の状態とは、介護認定調査時の主治医意見書または医師の診断書により判定いたします。

※2 在宅とは1ヶ月に10日以上自宅で生活をしている方を指します。ショートステイの利用、医療機関に入院をしても在宅日数が1ヶ月に10日以上あれば受給できます。

## 12. 寝具洗濯乾燥

洗濯、乾燥、消毒をした寝具と毎月お取替えします。

### ◎対象者

在宅の方で、次のいずれかに該当する方

- ① ねたきりまたは重度の認知症の状態の65歳以上の方
- ② 65歳以上のひとり暮らしの方で特にサービス利用が必要と認められる方
- ③ 身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定に該当する満18歳以上の方

### ◎利用料

無料

### ◎申請に必要な物

身体障害者手帳または療育手帳（お持ちの方）

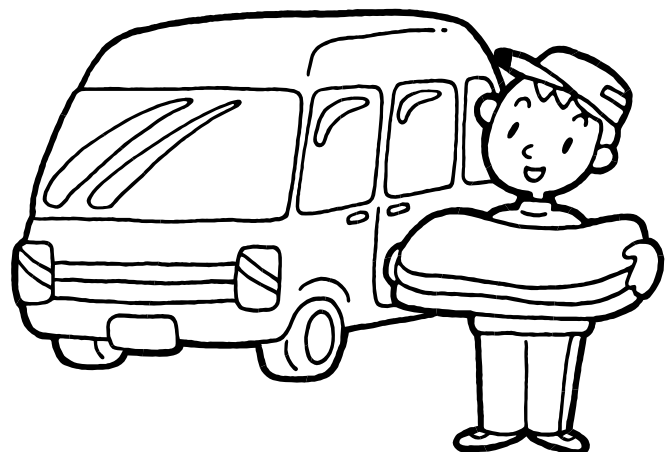
### ◎その他

- ① ご自身の布団（2組必要）の洗濯・乾燥
- ② 布団一式の貸与

から選択できます。毎月委託業者が交換に伺いますので、受け渡しをお願いします。

### ◎問い合わせ

高齢介護課高齢福祉係 95-9888



## 13. 介護マーク

高齢者などを介護している場合、周りから見ると介護していることが分かりにくく、誤解や偏見を持たれることがあります。

介護中であることを周りに知ってもらうためにご活用ください。

### ◎対象者

高齢者を介護している家族の方（認知症の程度や障害の種別は問いません）

### ◎配布物

介護マーク、ストラップホルダー（首にかけられるケース）

### ◎使用例

- ・介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- ・駅や公共施設でトイレに付き添うとき
- ・介護者が異性用下着を購入するとき など

### ◎問い合わせ

高齢介護課高齢福祉係 95-9888



## 14. ヘルプカード

自分から「困った」と伝えるのが苦手な人が、緊急時や災害時などに、このカードを見せることで、まわりの人に助けを求めるものです。

ヘルプカードをお持ちの方が困っているところを見かけたら、ヘルプカードに書いてある内容について、支援や配慮をお願いします。

### ◎対象者

障害や高齢などにより支援や配慮が必要な方

（障害種別、等級などによる区別はございません。）



### ◎使用例



### ◎問い合わせ

福祉課福祉総務係 95-9851

高齢介護課高齢福祉係 95-9888

# 介護予防・生きがいつくりのために…

## 15. 高齢者元気ッス館（東部市民プラザ内）

浴室（ながれの湯、つぼの湯）には、大浴場のほかに寝湯、歩行浴、露天風呂などが楽しめ、一度に20人の利用ができます。また、休憩ロビーには、マッサージ機（有料）やリクライニングチェアがあります。

このほかにカラオケ機器などを備えた娯楽室などがあります。

### ◎所在地

碧南市照光町5丁目3番地 電話46-1188

### ◎休館日

毎週月曜日（月曜が祝日の場合はその翌日）、年末年始  
※点検整備のための休館が春と秋にあります。

### ◎開館時間

午前9時～午後9時

娯楽室2の利用は午前9時～午後5時まで。

浴室の利用は、午前10時～午後3時まで。→次頁を参照。

### ◎施設概要

#### ◆娯楽室1

カラオケ機器を備えています。利用は市内の高齢者福祉関係団体（要登録）に限ります。登録団体の代表者が東部市民プラザの受付窓口で利用申請してください。（一団体につき月2回まで利用できます）

#### ◆娯楽室2

囲碁や将棋を楽しめ、市内在住の満60歳以上の方が利用できます。

#### ◆浴室（ながれの湯、つぼの湯）→次頁を参照。

※おむつ・尿とりパットをしている方は、入浴できません。

※皮膚疾患などの方は入浴をお断りする場合があります。

### ◎利用料

◆娯楽室 無料

◆浴室 中学生以上 1回200円 小学生 1回100円

◆マッサージ機 1回100円

### ◎問い合わせ

東部市民プラザ内 46-1188



# 16. 入浴サービス

## ◎対象者と場所

施設	高齢者元気ッス館（東部市民プラザ内） ☎46-1188	サン・ビレッジ衣浦 ☎41-2655
対象者	60歳以上の方	65歳以上の方
利用時間	午前10時～午後3時	午前11時～午後9時 (土日・祝日は午前10時～)
その他	浴室利用者カードの提示により無料で利用できます。	運転免許証またはマイナンバーカードの提示と使用料半額の券を併せて受付にて提出してください。 碧南市民の高齢者・障害者 220円/回 碧南市民の障害児(小・中学生) 110円/回
申請先	東部市民プラザ事務所	サン・ビレッジ衣浦
申請時 持ち物	本人確認証、及び緊急連絡先の分かるもの	本人確認証(免許証、マイナンバーカード)利用者カードの作成を希望される方は緊急連絡先の分かるものをご用意ください。
<p>※「あおいパーク」については高齢者優待はなくなりましたが、年齢を問わず半額の使用料で入浴ができるようになりました。</p> <p>中学生以上 200円/回 小学生 100円/回</p> <p style="text-align: right;">あおいパーク連絡先 ☎43-0511</p>		

## ◎その他

(※) 本人確認証は顔写真ありのもの(運転免許証・マイナンバーカード・障害者手帳などの公的な証明書類)は1点、顔写真なしのもの(介護保険証・医療保険の資格確認書など)は2点をご用意ください。

## 17. まちかどサロン

家に閉じこもりがちな高齢者の方の交流場所として利用していただくとともに、地域の活性化をめざしています。

施設名	新川まちかどサロン	大浜まちかどサロン
所在地	碧南市新川町3丁目130番地 電話：43-3450	碧南市中町2丁目105番地 電話：46-3224
開館時間	午前9時から午後9時 休館日：12月29日から1月3日	
施設概要	多目的室 販売コーナー 交流スペース 談話室 和室	1階ホール 販売コーナー 和室 調理室 会議室 相談室 2階多目的ホール

### ◆貸室利用

#### ◎申込み

申込みは上記施設へ直接お願いします。なお、利用月を含め、4か月前から申込みの受付を開始します。

#### ◎利用料

施設		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時
新川	多目的室	220円	350円	450円
大浜	和室	130円	220円	280円
	調理室			
	会議室			
	相談室			
	2階多目的ホール	320円	520円	670円

## 18. まちかどいきいきサロン（6月末終了）

在宅高齢者の介護予防や閉じこもり予防のため、レクリエーションや食事会などをおこないます。令和8年6月末をもって終了します。

### ◎対象

在宅のおおむね65歳以上の方で、日常生活において介助を必要としない方

### ◎利用料

1日800円（昼食代や教材料費として）

### ◎窓口

シルバー人材センター 46-3703

会場	利用日	実施時間	事業所
新川 まちかどサロン	毎週火曜日	午前10時から 午後3時まで	シルバー人材センター 46-3703
大浜 まちかどサロン	毎週金曜日		

※ウィズコロナによる社会環境の変化により、事業内容が変更されていることがあります。

## 19. ふれあいいいきいきサロン

市内の公民館など（6か所）で、趣向を凝らした催しなどを年4回（6月・10月・12月・2月）開催し、ひとり暮らしの高齢者のふれあいの輪を広げます。

### ◎対象者

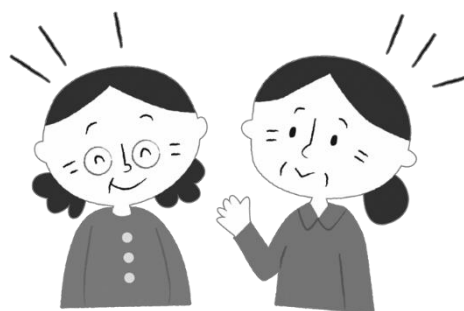
65歳以上のひとり暮らしの方

### ◎参加費

無料

### ◎問い合わせ

碧南市社会福祉協議会 46-3702



## 20. 遊友（ゆうゆう）の会

「あたまも、からだも、こころも元気になろう！」をキャッチフレーズに、市内7会場で活動しています。脳活性化ゲーム、体操、レクリエーションなど通じて、みんなで笑い、楽しく過ごすことでからだもあたまも元気に…をめざしています。

### ◎7会場の概要

会場名	実施日、時間	実施場所	担当の地域包括支援センター
みなわ会	第1・3金曜日 午後1時30分～3時	へきなん福祉センターあいくる	碧南社協地域包括支援センター
さくら会	第1・3木曜日 午後1時30分～3時	碧南社協地域包括支援センター 西端出張所（宮下住宅地内）	電話46-3840
なでしこ会	第2・4水曜日 午後1時～2時30分	東部市民プラザ	碧南東部地域包括支援センター
わかば会	第2・4水曜日 午後1時30分～3時	中部公民館	電話93-4585
元気いきいき会	第2・4木曜日 午後1時～2時30分	文化会館（碧南市役所会議室等で開催の場合あり）	
浜友会	第2・4火曜日 午前9時30分～11時	大浜まちかどサロン	碧南南部地域包括支援センター
友楽会	第2・4金曜日 午後1時30分～3時	棚尾公民館	電話46-5282

### ◎対象者

市内在住の65歳以上の方

### ◎持ち物

水分、筆記用具（みなわ会は室内用シューズ持参）

### ◎見学・参加

ご希望の方は各会場担当の地域包括支援センター又は高齢介護課地域支援

係へお電話ください。

※ 遊友の会は、介護予防サポーター（ボランティア）のご協力を得て、活動しています。

### ◎問合わせ

高齢介護課地域支援係 95-9890

碧南社協地域包括支援センター 46-3840（みなわ会、さくら会）

碧南東部地域包括支援センター 93-4585（なでしこ会、わかば会  
元気いきいき会）

碧南南部地域包括支援センター 46-5282（浜友会、友楽会）

## 21. おたっしゃ大学

シニア世代を対象に人生をより豊かに自分らしく過ごすための講座を取りそろえた大学です。

ご自身にあった講座を選んで受講できます。始業式・修了式に参加し、講座ごとにある修学認定ポイントが一定に達した人は修了式で抽選会に参加できます。

### ◎対象者

市内在住の65歳以上の方

### ◎日程

4月説明会、始業式・基調講演から開講します。

（詳細な日程は、広報へきなん・市ホームページなどでお知らせします。）

### ◎講座内容

運動機能・口腔機能向上講演会、栄養講座、脳の健康教室、体力測定会、介護予防・健康づくりの実技・講座など

### ◎問合わせ

高齢介護課地域支援係 95-9890

## 22. 筋トレルーム60

誰もが、歳を重ねるごとに衰えを感じる運動機能の改善をめざします。筋トレルーム60では、利用者の体力レベルに合った刺激で、過度な負荷をかけることなく筋の再活性化をはかります。立ち座り・歩行動作の安定、姿勢の改善などの効果が期待できます。

安全にご利用していただくために、指導員を配置しております。

### ◎場所・利用時間

#### ①高齢者元気ッス館（東部市民プラザ内）

火～日曜日（休館日は除く）

午前9時30分～12時、午後1時～3時30分

#### ②農業活性化センター あおいパーク

火～日曜日（休園日は除く）

午前9時30分～12時、午後1時～3時30分

#### ③勤労青少年水上スポーツセンター

火～日曜日（年末年始は除く）

午前10時～12時、午後1時～6時

全施設、予約は不要です。ご希望の会場へ直接お越しください。

### ◎対象者

市内在住の60歳以上の方（当該年度60歳となる方を含む）

### ◎利用料

無料

### ◎持ち物

室内用の運動靴、動きやすい服装、タオル、飲み物、③は外履きを入れる袋

※ 施設内に更衣室はありませんので、あらかじめ動きやすい服装でお越しください。

### ◎問合わせ

高齢介護課地域支援係 95-9890

## 23. 老人クラブ

老後の生活を健全で豊かなものにすることを目標とし、健康保持と親睦を図るための活動を行なっております。

### ◎活動内容

- ・ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会、レクポン大会、歩け歩け大会、ペタボード大会
- ・ふれあい農園、清掃奉仕活動、ボランティア活動、各種サークル活動、花いっぱい運動、友愛訪問、らくらく体操
- ・老人福祉大会 など

### ◎問い合わせ

碧南市老人クラブ連合会事務局 95-9888  
(市役所高齢介護課高齢福祉係内)



## 24. シルバー人材センター

高齢者（会員）に臨時で短期間の仕事（草取り、清掃、賞状書きなど）を提供しています。

### ◎問い合わせ

碧南市シルバー人材センター  
碧南市汐田町1丁目1番地2 46-3703

# 外出・移動で困っている方に…

## 25. 外出支援サービス

一般の交通機関（タクシー、くるくるバスなど）を利用することが困難な方を福祉車両で送迎し、外出の負担を軽減します。

### ◎対象者

下記の①から③までの全てに該当する方

- ① 下肢、視覚または精神的障害のために一般の交通機関を利用することが困難な方
- ② 65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上のみの世帯の方
- ③ 本人所得が200万円以下の方

### ◎送迎先

市内の医療機関、公共施設

### ◎送迎回数

週1回まで

### ◎福祉車両

車いす移動車

### ◎送迎時間

午前9時から午後6時まで ※日曜日、祝日、年末年始は実施しません。

### ◎利用料

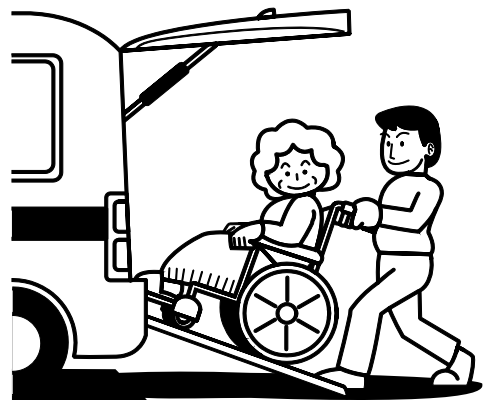
無料

### ◎その他

申請時に利用者状況票にて本人の心身の状態などの聞き取りをします。

### ◎問い合わせ

高齢介護課高齢福祉係 95-9888



## 26. 福祉有償運送

公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に有償で運送をおこないます。

### ◎対象者

- ① 要介護認定2以上の方
- ② 身体障害者手帳の視覚障害1級から4級まで、または体幹機能障害の1級から3級までの方
- ③ 療育手帳A判定の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の方

※上記以外でも、要介護認定者、要支援認定者、事業対象者、その他障害を有する方も状態によっては対象となる場合があります。

### ◎実施事業者

NPO 法人「大樹の会」

西尾市矢曾根町下前田3番地1

電話：0563-53-9597

### ◎その他

利用にあたり、上記事業所で会員登録が必要となります。

### ◎申込み先

申込みは上記の実施事業者へ直接お願いします。

## 27. 高齢者タクシー料金助成

社会参加の促進及び家族の介護負担の軽減を図るため、タクシーを利用した際の乗車料金の一部を助成します。

### ◎対象者

65歳以上の在宅の方で次の①から④までの全てに該当する方

- ① 住民税非課税世帯または生活保護受給世帯の方
- ② 要支援認定者または要介護認定者
- ③ 福祉タクシー料金助成の対象（身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A判定またはB判定、精神保健福祉手帳1級または2級）でない方
- ④ 自動車税または軽自動車税の減免を受けていない方

### ◎助成内容

1月あたり2枚の利用券（助成上限額 1枚につき700円）を交付

### ◎申請に必要な物

- ・対象者の介護保険被保険者証
- ・窓口に来られる方の本人確認証（運転免許証など）
- ・委任状（対象者と窓口に来られる方が別世帯の場合のみ）

### ◎その他

- ・市が指定するタクシー事業者で利用可能です。
- ・利用券は、1回の乗車につき4枚まで使うことができます（おつりは出ません）。
- ・利用時は運転手に、利用券綴の表紙と介護保険被保険者証を提示してください。

### ◎問合わせ

高齢介護課高齢福祉係 95-9888



## 28. 車いすの貸出

一時的に車いすが必要な方に車いすの貸出をします。

### ◎対象者

病気、ケガなどで一時的に車いすを必要とする碧南市在住の方

### ◎貸出期間

1か月以内

### ◎利用料

無料（ただし、故障、パンクなどの修理代は負担していただきます。）

### ◎問合わせ

碧南市社会福祉協議会 46-3702

## 29. 車いす専用車の貸出

家族旅行や病院の送迎などに便利な車いす専用車「ふれあい号」の貸出をします。

### ◎対象者

- ・碧南市内に住所を有する車いす使用者またはその親族等
- ・市内の福祉団体及び福祉施設

### ◎貸出日数

1回につき、4日以内（ただし、12月29日から翌年1月3日までを除く。）

### ◎負担金

走行距離50km以内まで500円

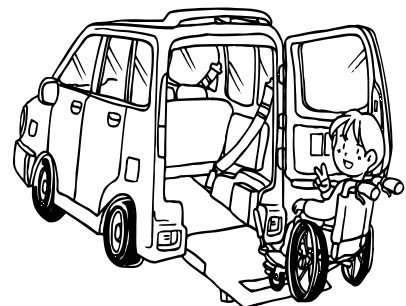
（50kmを超える場合は、10kmごとに100円加算）

### ◎その他

- ・利用日の属する月の2か月前（碧南市社会福祉協議会会員の方は3か月前）から、最大2回分まで予約できます。
- ・運転手は、運転免許取得後1年以上の方を、利用者ご自身で確保していただきます。
- ・貸出及び返却手続は、月曜日から金曜日（ただし、休日・12月29日から翌年1月3日までを除く。）の午前8時30分から午後5時15分に行います。

### ◎問合せ

碧南市社会福祉協議会 46-3702



# 認知症の方のために…

## 30. 安心ッス!!へきなん支え愛ネット

(認知症高齢者等見守りネットワーク事業)

認知症高齢者などが行方不明になった際に、地域の支え愛サポーターに捜索協力LINEを配信し、より多くの方に捜索協力をお願いしています。

認知症の方のご家族などは、事前に対象者の情報を登録することができます。事前登録をすることで、認知症の方が行方不明になり、保護された場合でも警察と連携して、迅速な身元確認が可能となります。大切な家族の安心・安全のために、ぜひ事前登録をお願いします。

### ◎事前登録受付先について

碧南市高齢介護課

### ◎行方不明時の捜索協力LINEの配信について

①受付方法 碧南警察署へ行方不明者届(捜索願)と捜索協力依頼届を提出

②持ち物 行方不明者の写真、身分証明書

③警察での確認事項

- ・本籍、住所、氏名、生年月日、身体特徴、行方不明になった時の服装、所持品、発見時の連絡先などを警察で聞かれます。あらかじめ、ご確認ください。⇒警察が碧南市高齢介護課に連絡

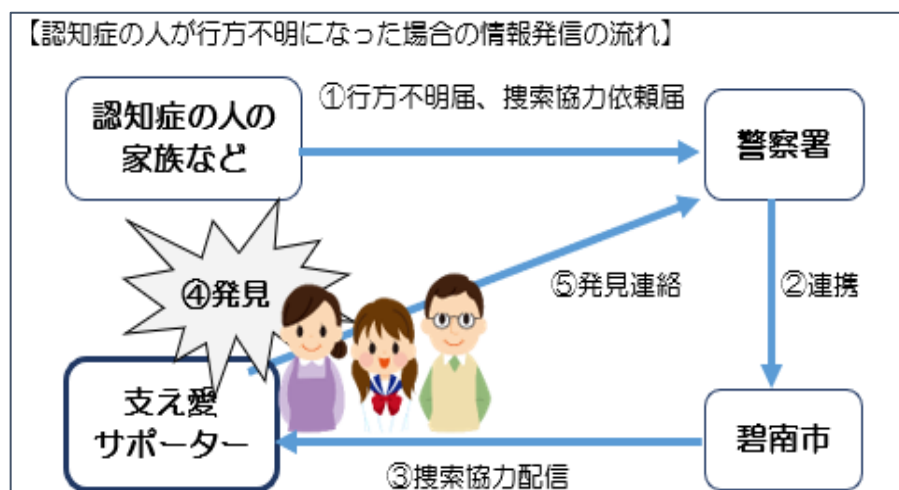
④高齢介護課が配信

配信時間 8時30分から17時15分まで

### ◎問合わせ

高齢介護課地域支援係 95-9890

〔本事業のイメージ図〕



### 【捜索依頼LINE】

#### 行方不明者の捜索にご協力下さい

〇月〇日 〇時〇分頃、〇〇町付近で、〇〇歳(男性・女性)が行方不明となっております。特徴は、身長〇〇、体格〇〇、頭髪〇〇、服装〇〇です。お心あたりの方は、碧南警察署までご連絡ください。

電話 (0566) 46-0110

【問い合わせ先】

高齢介護課地域支援係  
(0566) 95-9890

## 31. 支え愛サポーター募集

「安心ッス!!へきなん支え愛ネット」事業を理解し、行方不明高齢者の検索協力LINEを受信していただく方を「支え愛サポーター」といいます。

### ◎検索協力LINEを受信したときは？

仕事や買い物など、日常生活の中のできる範囲で検索協力をお願いします。

### ◎登録方法

- ①右記の2次元コードやID検索から友だち登録
- ②メインメニュー右下の受信設定を開く
- ③「欲しい情報」の「高齢者検索協力」を選択
- ④画面を下にスクロールし「確認」「送信」の順にタップ



ID 検索

@hekinan\_city

※登録は無料ですが、登録や受信にかかる通信料は登録者負担です。

※検索協力以外にも、認知症に関するイベントなどの情報を配信する場合があります。

### ◎問い合わせ

高齢介護課地域支援係 95-9890

## 32. 認知症サポーター募集

「認知症サポーター」とは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けをする人をいいます。

認知症サポーター養成講座を受講し、認知症について理解された方には「オレンジリング」をお渡ししております。

詳しい開催時期、場所はお問い合わせください。

また、5人以上受講可能な団体は、お好きな時間・場所で開催することができます。ぜひ、友人・仲間を誘って受講してください。

### ◎問い合わせ

高齢介護課地域支援係 95-9890

僕らは、認知症キャラバンサポーターのมาสコットだよ。よろしくね。



## 33. 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症の方やご家族が地域で安心して暮らしていけるよう、市が契約者となり加入する個人賠償責任保険事業です。

### ◎認知症高齢者等個人賠償責任保険事業とは

認知症高齢者などが、事故により法律上の賠償責任を負った場合に、保険金の支払いを受けることができる制度です。

碧南市が保険契約者となり、保険料は碧南市が全額負担します。

### ◎保険の対象となる人

安心ッス!!へきなん支え愛ネットに事前に登録されている方のうち、市内に居住している40歳以上の方

※施設等に入所している方は対象となりません。

### ◎補償額

1回の賠償責任事故につき1億円を上限とします。

(ただし状況によって補償の対象にならない場合もあります。)

### ◎申請方法

碧南市認知症高齢者等個人賠償責任保険加入申請書を碧南市役所高齢介護課の窓口へ提出してください。

※個人賠償責任保険事業のみの加入はできません。認知症高齢者等見守りネットワーク事業への登録が必要です。

### ◎問い合わせ

高齢介護課地域支援係 95-9890

## 34. 徘徊高齢者位置情報システム

認知症高齢者が行方不明になった際に、インターネットや電話で高齢者の位置を探知できるGPS端末を無料でお貸しします。また、親族などの希望により、現場へ駆け付け、高齢者の保護を行うサービスも行っております（この場合は有償となります）。

### ◎対象者

市内在住の徘徊のみられる65歳以上の認知症高齢者（65歳未満の特定疾病の方を含む）を介護している家族

### ◎利用料

- ①機器貸与料・基本使用料 無料
- ②位置情報提供料（利用者負担）
  - 電話照会 1回200円（税抜）
  - インターネット照会 無料
- ③現場急行料（利用者負担）
  - 1回1時間あたり10,000円（税抜）

### ◎申請に必要な物

申請する方（家族）の通帳と銀行届出印

### ◎問合わせ

高齢介護課高齢福祉係 95-9888

## 35. 認知症カフェ

認知症のご本人やご家族、地域住民、専門職など、認知症に関心のある方ならだれでも気軽に集まり、仲間づくりや情報交換、認知症予防などの活動ができる場所です。

<p><b>☀ひまわりカフェ</b>            日 時：毎月 第3日曜日            9時30分～11時30分            ※4月のみ第1日曜日            場 所：複合施設コリン            地域交流サロンハーモニーホール            [碧南市大堤町1-11]            連絡先：(0566) 41-0007            飲み物代：100円（イベントにより変動）</p>	<p><b>☀ケアラースカフェれんげ草</b>            日 時：第2、4火曜日            13時30分～15時            場 所：大浜まちかどサロン 1階ホール            [碧南市中町2-105]            連絡先：(0566) 46-3224            飲み物代：200円（お菓子付き）</p>
<p><b>☀Café・アルクオーレ</b>            日 時：第3日曜日 14時～16時            場 所：グループホームアルクオーレ碧南            [碧南市鴻島町4-50]            連絡先：(0566) 43-3005            飲み物代：無料            ※休止中（令和8年3月末時点）</p>	<p><b>☀ハートフルカフェ みどり</b>            日 時：2、3ヶ月に1回            第4日曜日 13時～15時            場 所：特別養護老人ホームシルバーピア            みどり苑 [碧南市油湊町3-50]            連絡先：(0566) 48-7111            飲み物代：100円            ※休止中（令和8年3月末時点）</p>

☆カフェでは脳トレや介護予防教室、認知症勉強会などの各種イベント、座談会を催しています。  
 お気軽にご参加下さい！

日程等は変更となる場合があります。各カフェにお問合せ下さい。



## 36. 認知症家族のつどい・本人交流会

認知症の人と家族の悩みや不安が少しでも軽減し、ホッとできる時間を過ごすための交流会です。

### ◎対象者

市内在住の認知症の本人及び介護している家族

### ◎参加費

無料

### ◎定員

15名（先着順、定員に達し次第受付終了）

### ◎申込み

開催日より1カ月前から電話または高齢介護課窓口

### ◎日時・場所

奇数月 第3木曜日（5・7・9・11・1・3月）

13時30分から15時 市役所など

※内容・場所の詳細は広報へきなんなどでお知らせしています。

### ◎問い合わせ

高齢介護課地域支援係 95-9890

## 37. 認知症簡易チェックシステム

碧南市では、簡単に認知症かどうかチェックできるシステム『これって認知症？』『わたしも認知症？』をホームページに導入しています。ご自身や身近な人に「あれ？認知症かな？」と思うことがあれば、是非チェックしてみてください。

●パソコンの方は、碧南市ホームページ「高齢介護課・認知症高齢者支援事業」よりアクセスして下さい。

●携帯電話・スマートフォンでQRコード対応の機種をお持ちの方は右記QRコードをご利用下さい。



◎問い合わせ

高齢介護課地域支援係 95-9890

## 38. 認知症初期集中支援チーム

認知症の早期発見、早期対応を目指して、医師、保健師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士等で構成された専門職のチームです。ご本人の拒否などにより、認知症の受診ができない場合や介護サービス利用につながらない場合などに、チーム員がご自宅を訪問し、必要な医療や介護サービスへとつなげるお手伝いをします。

◎支援対象の方

40歳以上の自宅で生活をしている認知症の方、またはその疑いのある方で、以下のいずれかに該当するケース

- ①医療サービス、介護サービスを受けていない方、または中断している方で以下のいずれかに該当する方
  - ㊲認知症疾患の臨床診断を受けていない
  - ㊳継続的な医療サービスを受けていない
  - ㊴適切な介護保険サービスに結び付いていない
  - ㊵介護サービスが中断している
- ②医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している

◎問い合わせ

高齢介護課地域支援係 95-9890

## 39. もの忘れ?!なんでも相談所（認知症伴走型支援事業）

認知症であっても住み慣れた地域で暮らし続けるために、本人や家族の相談支援を早期から継続的に行います。地域の資源を活用し、社会参加を続け、生きがいを感じながら生活できるように一緒に考え、本人と家族の地域での生活を支えます。

### ◎日時

毎週水曜日、土曜日、日曜日 10時～15時

### ◎場所

碧南市中山町6丁目10番地 グループホーム向陽

電話番号：91-7276

### ◎問合わせ

高齢介護課地域支援係 95-9890

## 40. チームオレンジ 交流拠点「オレンジファミリー碧」

チームオレンジは、認知症の人やその家族のしたいこと、困りごとなどを、認知症サポーターなどの支援者へつなぐ仕組みです。認知症の人もメンバーとして参加します。

交流拠点「オレンジファミリー碧」では、認知症当事者の「したいこと・困り事」など、想いを大切に「私たちにできること」を話し合い、それに向けて活動中です。

### ◎対象者

認知症の人や家族、オレンジサポーター（認知症サポーターのうち、積極的に認知症の人や家族へ支援をしたいと考える人）

### ◎参加費

無料

### ◎日時

毎月第1金曜日 ※休日の場合は第2金曜日 13時30分～15時

### ◎場所

大浜まちかどサロンなど市内施設

### ◎内容

グランドゴルフ、歌など本人の「したいこと・困り事」を話し合い、一緒に活動します。

### ◎問い合わせ

碧南南部地域包括支援センター 46-5282

高齢介護課地域支援係 95-9890

# 高齢者福祉施設・住宅への入所・入居は…

## 41. 碧南市養護老人ホーム

**家庭環境や経済的な理由により、自宅で生活できない方を保護する養護施設です。**

食事、入浴などの日常生活上の世話やレクリエーション、生活向上のための指導も行われます。

※養護老人ホームは、特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険上の施設と異なり、市が本人の保護が必要な状況を調査・審査し、市が入所を決定し入所措置します。

### ◎対象者

次のいずれにも該当すること

- ① 65歳以上の方（特例あり）
- ② 入院治療の必要がなく、感染の恐れのある伝染性疾患がないこと
- ③ 経済的理由がある方
- ④ 日常生活を営む上で、環境上（家族や住居の状況など、現在の環境下では在宅生活が困難）の理由がある方

### ◎費用

入所者本人の収入、扶養義務者の負担能力（所得税額など）により費用徴収額を決定します。

### ◎所在地

碧南市鷺林町4丁目109番地1 41-0895

### ◎問合わせ

高齢介護課高齢福祉係 95-9888

## 42. 生活支援ハウス

高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるように配慮した住宅です。生活援助員が各種相談に応じるほか、緊急時の対応を行います。

### ◎対象者

市内在住の60歳以上で、生活に介助を必要としないが、地域で過ごすことが困難な、次のいずれかに該当する方

- ① ひとり暮らしの方
- ② 夫婦のみの世帯の方
- ③ 家族による援助を受けることが困難な方

### ◎定員

5名

### ◎利用手数料

5万円以下で、所得に応じて決定します。

※入居時に補償金として5万円必要です（退所時の部屋の状態により返金します）。

### ◎水道光熱費

1日300円

### ◎所在地

碧南市川口町1丁目178番地1 特別養護老人ホーム川口結いの家内

### ◎設備

- ・居室（全室個室）  
18.6㎡（キッチン、トイレ、洗面、物入、冷暖房）
- ・共同利用  
食堂、台所、集会室、浴室、洗濯ルーム、相談室

### ◎問合わせ

高齢介護課高齢福祉係 95-9888

## 43. 高齢者向けの公営住宅

高齢者の生活特性に配慮した構造や設備を有し、自立した安全かつ快適な生活を送ることを目的とします。

### ◎住宅数

市営宮下住宅（碧南市半崎町） 30戸

県営鷺塚住宅（碧南市鷺塚町） 21戸

### ◎その他

入居要件や住宅の空き状況については、下記問合わせにてご確認ください。

### ◎問合わせ

市営住宅 建築課管理係 95-9906

県営住宅 三河住宅管理事務所知立支所 84-5677

# その他の支援を受けたい方に…

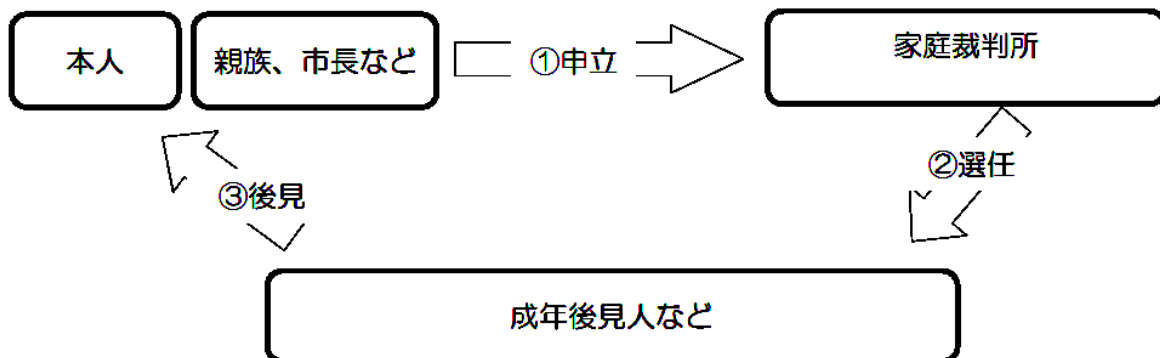
## 44. 成年後見制度

### ◆成年後見制度とは

成年後見制度とは認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある方など判断能力が不十分な方を支援する制度です。家庭裁判所へ申立し、後見人などが選任されます。判断能力が低下すると、介護施設などを利用する際の契約（法律行為）や財産管理などを行うことが困難になります。そのため、このような方に代わり、後見人などが契約をしたり、財産を管理したりして支えていきます。

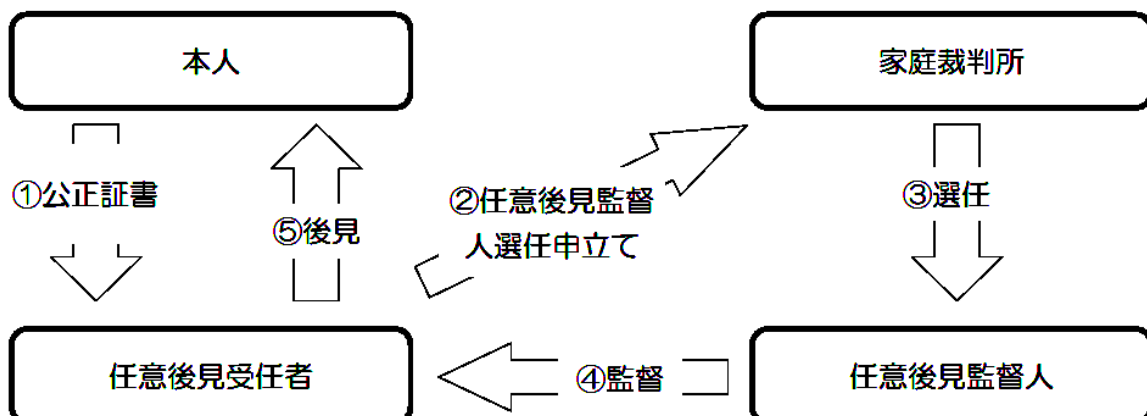
### ◎法定後見制度

既に判断能力が低下している方の事情に応じ、家庭裁判所が適切な後見人・保佐人・補助人を選びます。選ばれた方が、本人に代わり、契約などの法律行為や財産管理など必要な支援を行います。



### ◎任意後見制度

判断能力があるうちに、将来の代理人（任意後見受任者）を定め、自分の判断能力が低下した場合に備え、「任意後見契約」を公正証書で結んでおきます。将来自分はどんな生活をしたいかなど、自分で決めることができます。



## ◆成年後見制度利用支援

認知症または知的障害などの理由で判断能力が不十分な方や、その家族が、成年後見制度を活用し、その人らしく生活できるように支援します。

### ◎相談内容

#### ①相談支援業務

- ・成年後見制度に関する相談
- ・成年後見制度利用に関する手続き支援

#### ②成年後見制度の普及・啓発

- ・成年後見制度や成年後見支援センターのPR
- ・成年後見制度に関する勉強会や講演会の開催

### ◎問合わせ

碧南市成年後見支援センター 46-3701（碧南市社会福祉協議会内）

## 45. 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用にあたり、身寄りのない方などは市が審判の請求（市長申立て）をします。また、必要となる費用を負担することが困難な方に対して費用の助成を行います。

### ◆市長申立て

#### ◎対象者

65歳以上の方、または重度の知的障害者もしくは精神障害者の方で、次の

①から③のいずれにも該当する方

- ① 判断能力が不十分で審判請求を行うことが困難な方
- ② 本人の配偶者および二親等内親族がいない方またはあっても審判請求を行う者がいない方
- ③ 介護保険サービスまたは障害福祉サービスを利用している方または利用しようとする方

#### ◎費用の負担

家庭裁判所の判決により、本人の財産を使って支払います。ただし、生活保護受給などで費用の負担が困難な場合は費用の助成が受けられます。

### ◆費用の助成

#### ◎対象費用

- ① 審判請求費用
- ② 後見人などの報酬

※家庭裁判所の判決により、後見人などに支払う報酬の額が決定されます。

#### ◎対象者

- ① 生活保護受給者
- ② 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者で費用を負担することで保護が必要となる者
- ③ 助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認めた者

#### ◎問合わせ

高齢介護課高齢福祉係	95-9888
福祉課福祉総務係	95-9851

## 46. 日常生活自立支援事業

福祉サービスに関する利用手続き、日常的なお金の出し入れや事務手続き、大切な書類のお預かりをお手伝いします。

### ◎対象者

- ①認知症高齢者、知的障害者や精神障害者などで、契約などの判断をすることが不安な方
- ②金銭管理、書類管理などに不安のある方

### ◎利用料

- ①福祉サービス利用援助・日常的な金銭管理サービス  
1回1,400円（生活保護受給者は無料）
- ②書類などの預かりサービス  
月額250円（年額3,000円）

### ◎問い合わせ

碧南市社会福祉協議会 46-3701

## 47. シルバーカード

70歳以上の方のみでお暮らしの方が、予めご自身の情報登録を行い、市や民生委員などによる見守りなどの支援を受けることができます。

### ◎対象者

- ①70歳以上のひとり暮らしの方
- ②70歳以上のみの世帯の方
- ③①または②に準ずる世帯の方で調査において必要と判断した方

### ◎登録方法

毎年6月頃にお住まいの地区の民生委員が高齢者実態調査のため、対象者宅を訪問します。訪問時に、対象者の意向を確認した上で、緊急連絡先などの情報をシルバーカードとして登録します。また、随時希望される方は、高齢介護課窓口にて受け付けします。

### ◎その他

ご提供いただいた情報は、碧南市が実施する高齢者施策の関係機関及び民生委員に提供し、見守りなどの支援や緊急時の安否確認のために活用します。

### ◎問い合わせ

高齢介護課高齢福祉係 95-9888

## 48. 避難行動要支援者名簿

市では、災害時に自力で避難することが難しい方（避難行動要支援者）の名簿を作成しています。

名簿情報は、対象となる方の同意を得たうえで平常時から民生委員や自主防災会、消防署などの地域の支援者へ提供し、災害時の円滑な避難支援を行うために役立てます。災害時に避難支援を受けやすくしておくためにも名簿情報の提供に同意しておくことが大切です。

※必ず支援が受けられることを保証するものではありません。

### ◎対象者

在宅であり、災害の起きた時に自力での避難が難しく、何らかの手助け（支援）を必要とする以下のいずれかに該当する方

- ① シルバーカードを作成されている方
- ② 要介護3から5までの方
- ③ 高齢者のみの世帯の方で、市へ名簿登録を申し出た方
- ④ 身体障害者手帳1級または2級の方
- ⑤ 療育手帳A判定またはB判定の方
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方
- ⑦ 移動に介助を必要とする療育者

### ◎避難支援等関係者（平常時から避難行動要支援者名簿の提供を受け、見守り活動や災害時の避難支援に協力してもらう団体）

消防署、警察署、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、  
地域包括支援センター、自主防災会

### ◎意向確認

避難行動要支援者の要件に該当された方やこれまでの同意調査において未回答の方は、毎年5～6月に調査票兼同意書を送付します。書類の届いた方は、同封された返信用封筒にてご提出ください。

また随時、希望者の方は、市役所高齢介護課、福祉課窓口でも受付します。

### ◎問い合わせ

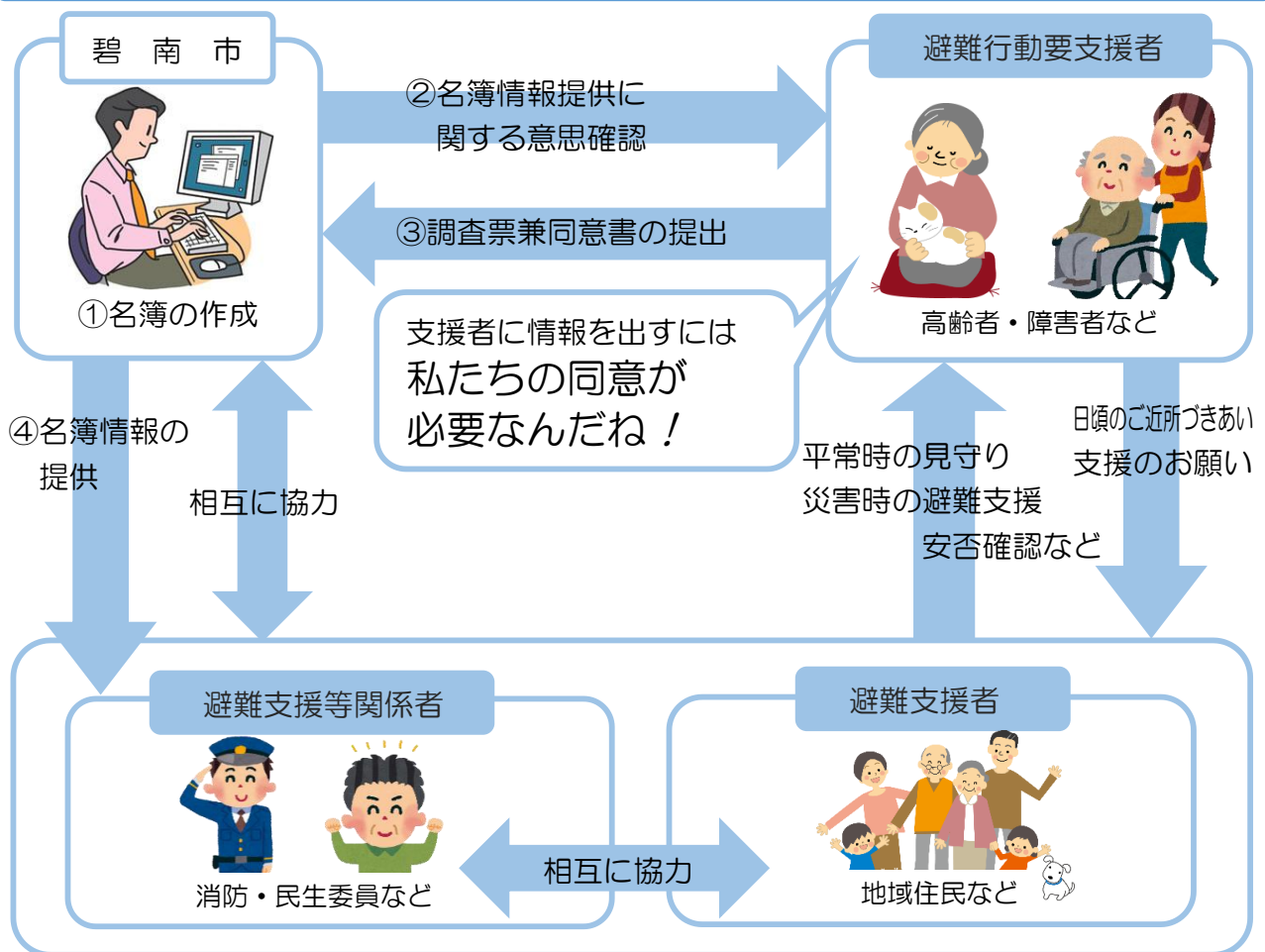
高齢介護課高齢福祉係 95-9888  
福祉課福祉総務係 95-9851

## 49. わたしの避難計画

### 災害時に備え「わたしの避難計画」を作しましょう

現在、市ではP40「避難行動要支援者名簿」情報の提供に同意された方に対し、災害時に「どこに避難するか」「避難支援者を誰にするか」「避難するときどのような配慮が必要か」等をあらかじめ定めておく「個別避難計画」の作成に取り組んでいます。

#### 避難行動要支援者制度の仕組み



個別避難計画を作成すると、災害時やそのおそれがある場合に、避難支援者から避難支援を受けられる可能性が高まります。

（ただし、災害時は避難支援者自身も被災する可能性があり、必ずしも支援が受けられるとは限りません。また、避難支援者が義務や責任を負うものでもありません。）

書き方の見本はP42（裏面）のとおりです。ご遠慮なくお問い合わせください。

#### ◎問い合わせ

高齢介護課高齢福祉係 95-9888  
福祉課福祉総務係 95-9851

碧南市避難行動要支援者 個別票・個別避難計画

(わたしの避難計画)

令和 年 月 日作成

フリガナ 氏名	ハきなん たろう 碧南 太郎		せいねんげつひ 生年月日	昭和38年9月12日	せいべつ 性別	男
じゅうしょ 住所	碧南市松本町28番地					
でんわ 電話 (自宅)	0566-41-3311	けいらい (携帯)	090-0000-XXXX			
ひなんしえんとう ひつよう 避難支援等を必要とする事由						
要介護1						
さいがいじ 災害時における外での移動手段						
た しんたい じょうきょう ひつようきざいとう その他(身体状況・必要機材等)						

じしゅうぼうさい 自主防災会	●●地区自主防災会	みんせいいいん 民生委員	防災 進
ひなんきき 避難先	じゅうしょち 住所地に近い避難所 碧南市文化会館		

緊急時の 連絡先	緊急連絡先1	緊急連絡先2	
	しめい 氏名	碧南 花子	碧南 次郎
	ほんにんとのかんけい 本人との関係	子	弟
	でんわ 電話 (自宅) (携帯)	0566-XX-XXXX	052-XX-XXXX
	090-0000-XXXX	090-0000-XXXX	

ひなんじにたいせいのじこう 避難時に配慮する事項	
あてはまるものすべてに <input checked="" type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない	<input type="checkbox"/> 音が聞こえない、聞き取りにくい
<input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい)	<input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい
<input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない	<input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない
その他 { }	
どうきょぞく 同居家族	あり (人 (本人含む)) ・ なし

わたしは、下記の内容に同意します。

- ・ 本票を作成すること。
- ・ 本票を避難支援等関係者に提供すること。

令和 年 月 日

ほんにん  
本人署名

だいひんしゃしめい  
【代筆者氏名 (本人との関係)】

避難支援者情報を避難支援等関係者に提供することに同意します。  
 ※災害時の避難行動の支援が必ずされることを保証するものではなく、避難支援者は法的な義務や責任を負うものではありません。

	避難支援者1	避難支援者2	避難支援者3	避難支援者4
しめい (団体) 氏名 (団体)				
じゅうしょ 住所				
でんわ (自宅) 電話 (自宅)				
けいらい (携帯) 電話 (携帯)				

避難経路

出発地

↓

経由地

↓

到着地

避難所周辺地図 (参考資料)



## 50. 高齢者の見守り協定

高齢者などの安否確認、虐待及び徘徊等行方不明者の早期発見、消費者被害の防止、その他の異変について迅速かつ適切な支援を行うため、碧南市と協力事業者が相互に連携し、高齢者などが住み慣れた地域で安心して安全に生活できるまちづくりを推進しています。

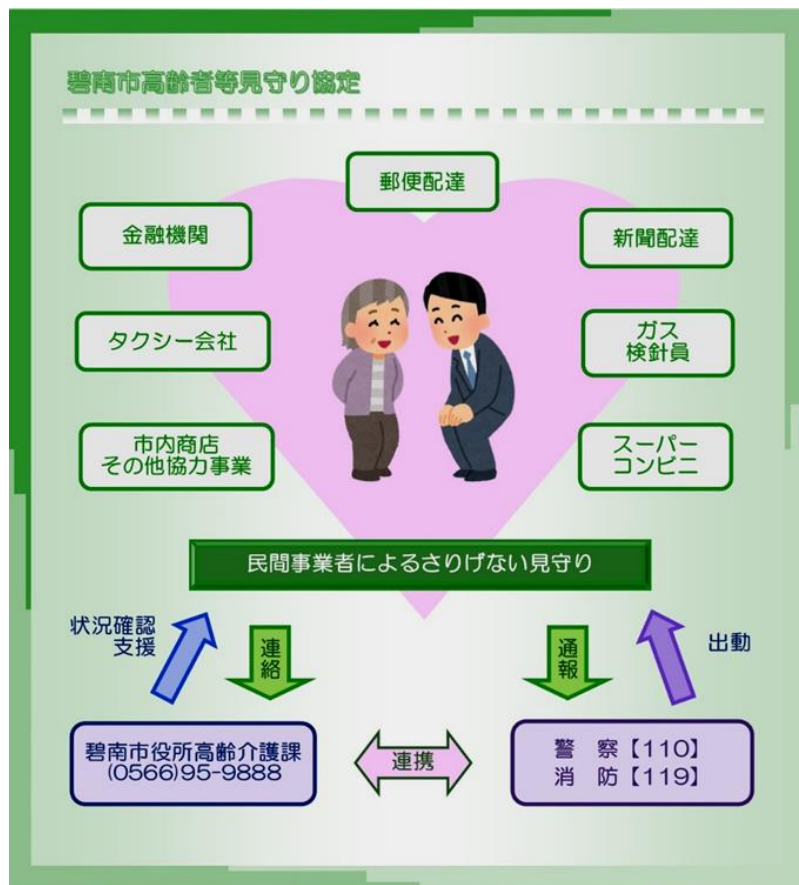
### ◎対象者

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、認知症高齢者（若年性認知症者を含む）及びその他の見守りを必要とする高齢者

### ◎内容

高齢者などが住み慣れた地域で安心・安全に生活ができるように、市と民間事業者が「さりげない見守り」を行う。

【高齢者などに関わる見守り協定のイメージ図】



### ◎事業者

協力事業者（61事業者、令和8年2月末日現在）

※協力事業者は、随時募集しています。

### ◎問い合わせ

高齢介護課高齢福祉係 95-9888

## 51. 敬老金

毎年、敬老の日及び老人週間を中心に実施しています。

### ◆敬老金の配布

長年にわたり社会に貢献された高齢者の方々をたたえ、長寿のお祝いをします。

### ◎対象者

市内在住の90歳、99歳以上の高齢者

### ◎支給額

10,000円

### ◎問い合わせ

高齢介護課高齢福祉係 95-9888

## 52. おむつ使用証明書の発行

傷病によりおおむね6か月以上ねたきりで医師の治療を受けている方のおむつ代は医療費控除の対象となります。

### ◎手続き

医師が発行した「おむつ使用証明書」に領収書を添えて、所得税の確定申告をしてください。

おむつ使用証明書の用紙は高齢介護課に備えてあります。

※おむつ代について令和6年分以降から初めて医療費控除を受ける方や医療費控除を受けるのが2年目以降の方で、要介護認定を受けている方は、市の発行する「おむつに関する主治医意見書記載事項確認書」で医療費控除を申請できる場合があります。

※申請時には本人確認書類をご持参ください。申請対象者と別世帯の方が申請する場合は委任状が必要です。

### ◎問い合わせ

高齢介護課高齢福祉係 95-9888

## 53. 障害者控除認定書の発行

介護認定の要介護1～5の認定を受けている65歳以上の方は、市が発行する障害者控除対象者認定書を添付することで障害者控除の対象となります。

### ◎手続き

市が発行する「障害者控除対象者認定証」を添えて、所得税の確定申告をしてください。

※要介護1～5の認定を受けている場合でも、身体状態により、認定書発行の対象にならない場合もあります。

### ◎申請に必要な物

窓口に来られる方の本人確認証（運転免許証など）、委任状（別世帯の方のみ）

### ◎その他

申請時に翌年度以降の認定書の郵送を希望され、引き続き対象になった方には、毎年1月下旬頃、認定書を郵送します。

### ◎問い合わせ

高齢介護課高齢福祉係 95-9888

# 相談（介護／健康／権利擁護など）をしたい方に…

## 54. 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送っていただくよう、介護サービスや保健、福祉、権利擁護などの相談や生活に必要な援助、支援などを行います。

担当地区	名称	設置場所	相談日時	電話
新川 西端	碧南社協 地域包括支援 センター	へきなん福祉センターあいくる (山神町8-35)	月～金 (休日除く) 8時30分～17時15分	46-3840
		西端出張所 (宮下住宅地内)	月～金 (休日除く) 9時～16時	48-3811
旭 中央	碧南東部 地域包括支援 センター	ケアプランセンターひまわり (鷺林町1-117)	月～金 (休日除く) 8時30分～17時15分	93-4585
棚尾 大浜	碧南南部 地域包括支援 センター	結いの家 ご縁 2階 (弥生町1-48)	月～金 8時30分～17時15分	46-5282

※上記相談日は、年末年始を除きます。

### ◎対象者

65歳以上の方やその家族、事業対象者、要支援1・2の方

### ◎相談内容

介護予防サービスに関する事、権利擁護に関する事、高齢者虐待に関する事など

### ◎その他

上記の内容について、市（高齢介護課地域支援係）の窓口でも対応可能です。

### ◎問い合わせ

高齢介護課地域支援係 95-9890

## 55. 在宅医療サポートセンター

自宅で過ごされる医療と介護の両方が必要な方々の支援を行います。

### ◎場所

碧南市民病院内（碧南市平和町3丁目6番地）

### ◎電話

46-8055(直通) または 48-5050(碧南市民病院 代表)

### ◎時間

月曜日から金曜日 午前9時から午後5時（休日、年末年始を除く）

### ◎相談内容

受けている医療（歯科医療も含む）や介護の調整などに関すること

## 56. 保健センター（健康課）

### 1. 健康相談

保健師・栄養士・歯科衛生士による、こころや身体の健康相談を受け付けています。電話、面談、訪問での相談が可能です。

#### ◎利用料

無料

#### ◎問合わせ

保健センター（健康課 成人保健係）

碧南市天王町1丁目70番地 48-3751



### 2. 障害者歯科診療所

障害のある方に安心して歯科診療を受けていただけるように障害者歯科診療所を開設しています。バリアフリーで診療台まで車いすで行くことができます。

#### ◎対象者

心身の障害のある方

#### ◎診療日

毎週木曜日（祝日、お盆、年末年始を除く）

午後1時30分～午後5時 ※予約制

#### ◎場所

障害者歯科診療所（碧南市前浜町4丁目22番地）

#### ◎利用料

保険適用範囲

#### ◎問合わせ

保健センター（健康課 母子保健係） 48-3752



## 57. 成年後見支援センター

認知症または知的障害などの理由で判断能力が不十分な方や、その家族が、成年後見制度を活用し、その人らしく生活できるように支援します。

### ◎住所・電話

碧南市山神町8丁目35番地 碧南市社会福祉協議会内 46-3701

### ◎相談日時

月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く） 午前9時から午後5時まで

### ◎相談内容

35ページの「44. 成年後見制度」を参照